

# 全国高等学校統一用紙（応募書類その1） の記入方法について

「令和6年度宮崎県高等学校就職問題検討会議」での申し合わせにより、宮崎県内のハローワークで受理した新規高等学校卒業者にかかる求人票（以下「高卒求人」という。）に、全国高等学校統一用紙（応募書類その1）（以下「履歴書」という。）の記入方法を明示することになります。

宮崎県内のハローワークで受付したすべての高卒求人の補足事項欄に、

- 「手書き作成のみ」
- 「パソコン作成のみ」
- 「手書き・パソコン作成どちらでも可（混在可）」

のいずれかの文言を記載します。

※混在可とは、履歴書の一部のみ手書き作成（パソコン作成）可のことを指す。  
※就業場所に関わらず、県内のハローワークで受理する高卒求人を対象とする。

## ～高卒求人を提出する事業者のみなさまへ～

○高卒求人を提出する際は、求人申込書の選考方法・補足事項欄に、履歴書の作成方法について明示をお願いします。また、求人受付時に作成方法について、確認をする場合があります。

○履歴書の作成方法により、生徒に対して不利益な取扱いを行わないようお願いします。

○新規学校卒業者の採用手引き「求人から採用まで」は、宮崎労働局ホームページで確認できます。



ご不明な点については、管轄のハローワークにお問い合わせください。